

利 用 上 の 注 意

(工業統計調査の概要)

1 調査の目的

製造業に属する事業所の従業者数、製造品出荷額等を調査し、工業の実態を明らかにするとともに、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の根拠

統計法(平成19年法律第53号)に基づく「基幹統計調査」であり、工業統計調査規則(昭和26年通商産業省令第81号)によって実施している。

(前身調査を含めると、明治42年に始められ、大正9年からは毎年実施されている。)

3 調査の期日

平成24年工業統計調査は、平成24年12月31日現在で実施した。

4 調査の範囲

工業統計調査の範囲は、日本標準産業分類(平成19年11月6日総務省告示第618号)に掲げる「大分類E－製造業」に属する事業所(国に属する事業所を除く。)である。

5 調査の方法

工業統計調査は、従業者30人以上の事業所(製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く。)については「工業調査票甲」(巻末参照)、従業者29人以下の事業所(製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く。)については「工業調査票乙」(巻末参照)を用い、申告者(事業所の管理責任者。本社一括調査企業に属する事業所にあつては、本社一括調査企業を代表する者。)の自計申告により行っている。

(調査報告書の構成)

「調査結果の概要」及び「統計表」で構成した。

「調査結果の概要」は、「概況」、「事業所数」など16項目についてまとめた。

「統計表」は、「Ⅰ産業編」、「Ⅱ市町編」、「Ⅲ付表」の3項目に編集した。「産業編」は、従業者4人以上の事業所について、日本標準産業分類に基づき、その主たる製造活動によって産業格付けし、産業別に集計したものである。「市町編」は、従業者4人以上の事業所について、主要な調査項目を市町別に集計したものである。

(統計表等の見方)

1 集計項目の説明

(1) 事業所数

平成24年12月31日現在において、製造業に属する事業所(国に属する事業所を除く。)の数である。

なお、事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。

(2) 従業者数

平成24年12月31日現在の個人事業主及び無給家族従業者、常用労働者の合計である。

- ① 個人事業主及び無給家族従業者とは、業務に従事している個人事業主とその家族で無報酬で常時就業している者をいう。したがって、実務にたずさわっていない事業主とその家族で手伝い程度のもは含まない。
- ② 常用労働者とは、次のいずれかに該当する者をいい、「正社員、正職員等」、「パート・アルバイト等」及び「出向・派遣受入者」に分けられる。
 - ア 期間を決めず、又は1か月を超える期間を決めて雇われている者
 - イ 日々又は1か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、11月と12月にそれぞれ18日以上雇われた者
 - ウ 他の企業からの出向従業者、人材派遣会社からの派遣従業者などで、上記ア、イに準じる者
 - エ 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者
 - オ 事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者
- ③ 「正社員・正職員等」とは、雇用されている者で一般に「正社員」、「正職員」等と呼ばれている者をいう。ただし、他企業に出向・派遣している者を除く。
- ④ 「パート・アルバイト等」とは、一般に「パートタイマー」、「アルバイト」、「嘱託」又はそれに近い名称で呼ばれている者をいう。
- ⑤ 「出向・派遣受入者」とは、他の企業から受け入れている出向者及び人材派遣会社からの派遣従業者をいう。

(3) 現金給与総額

平成24年1月1日から12月31日までの1年間（以下「平成24年1年間」という。）に、常用労働者のうち雇用者（「正社員、正職員等」及び「パート・アルバイト等」をいう。）に対し支給された次の給与の額の合計である。

- ① 基本給、諸手当
- ② 特別に支払われた給与（期末賞与等）
- ③ その他の給与（常用労働者のうち雇用者に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、出向させている者に対する負担額など）

(4) 原材料使用額等

平成24年1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額であり、消費税額を含んだ額である。

- ① 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品などの使用額をいい、原材料として使用した石炭、石油など

も含まれる。また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。

- ② 電力使用額とは、購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。
- ③ 委託生産費とは、原材料又は中間製品を他企業の事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいう。
- ④ 製造等に関連する外注費とは、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいう。
- ⑤ 転売した商品の仕入額とは、平成24年1年間において、実際に売り上げた転売品(他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの)に対応する仕入額をいう。

(5) 製造品出荷額等

平成24年1年間における製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計であり、消費税等内国消費税額を含んだ額である。

なお、内国消費税額とは、消費税、酒税、たばこ税、地方揮発油税をいう。ただし、消費税は調査項目に含まれないため、推計により算出している。

- ① 製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの(原材料を他企業の事業所に支給して製造させたものを含む。)を、平成24年1年間にその事業所から出荷した場合をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。

ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

イ 自家使用されたもの(その事業所において最終製品として使用されたもの)

ウ 委託販売に出したもの(販売済みでないものを含み、平成24年1年間に返品されたものを除く)

- ② 加工賃収入額とは、平成24年1年間に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。
- ③ その他収入額とは、上記①及び②以外(例えば、転売収入(仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの)、修理料収入額、冷蔵保管料及び自家発電の余剰電力の販売収入額等)の収入額をいう。

(6) 製造品、半製品及び仕掛品並びに原材料及び燃料の在庫額

事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他企業の事業所に支給して製造される委託生産品も含まれる。

(7) 有形固定資産

有形固定資産の額は、平成24年1年間における金額であり、帳簿価額によっている。

- ① 有形固定資産の取得額等には、次の区分がある。

ア 土地

イ 建物及び構築物(土木設備、建物附属設備を含む。)

ウ 機械及び装置(附属設備を含む。)

エ 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具及び備品等

- ② 建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。
- ③ 有形固定資産の除却額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいう。

(8) 計算項目算式一覧

① 粗付加価値額

粗付加価値額＝製造品出荷額等－原材料使用額等－(消費税を除く内国消費税額
＋推計消費税額)

② 生産額(従業者30人以上の事業所)

生産額＝製造品出荷額＋加工賃収入＋(製造品年末在庫額－製造品年初在庫額)
＋(半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額)

③ 付加価値額(従業者30人以上の事業所)

付加価値額＝製造品出荷額等＋(製造品年末在庫額－製造品年初在庫額)＋(半製品
及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額)－原材料使用額等
－(消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額)－減価償却額

④ 現金給与率(従業者30人以上の事業所)

現金給与率＝ $\frac{\text{現金給与総額}}{\text{生産額} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})} \times 100$

⑤ 原材料率(従業者30人以上の事業所)

原材料率＝ $\frac{\text{原材料使用額等} - \text{転売した商品の仕入額}}{\text{生産額} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})} \times 100$

⑥ 付加価値率(従業者30人以上の事業所)

付加価値率＝ $\frac{\text{付加価値額}}{\text{生産額} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})} \times 100$

⑦ 有形固定資産投資総額(従業者30人以上の事業所)

有形固定資産投資総額＝有形固定資産の取得額＋(建設仮勘定の年間増加額
－建設仮勘定の年間減少額)

⑧ 有形固定資産投資純増額(従業者30人以上の事業所)

有形固定資産投資純増額＝有形固定資産投資総額－除却額

2 工業統計調査用産業分類の表示

(1) 産業分類中分類の名称

工業統計調査用産業分類の中分類名を略したものをを用いた。

なお、重化学工業と軽工業の区分については、次表で中分類番号を【 】で囲んだものを重化学工業とし、それ以外を軽工業とした。

また、産業3類型の区分については、次表で略称末尾に(基)と記したものを基礎素材型産業とし、同様に(加)と記したものを加工組立型産業、(生)と記したものを生活関連型産業とした。

(2) 産業分類細分類の名称

原則として、工業統計調査用産業分類の細分類名末尾の「製造業」を略したものを用了。

工業統計調査用産業分類中分類別略称表

番号	略称	産業分類中分類	各産業における本県の主要製造品
09	食料品(生)	食料品製造業	冷凍水産食品、その他の製造食料品、他に分類されない調味料
10	飲料・たばこ・飼料(生)	飲料・たばこ・飼料製造業	たばこ、茶系飲料、緑茶(仕上茶)
11	繊維工業(生)	繊維工業	炭素繊維、プレスフェルト製品、ポリエステル長繊維糸
12	木材・木製品(基)	木材・木製品製造業(家具を除く)	住宅建築用木製組立材料、造作材(建具を除く)、ひき角類
13	家具・装備品(生)	家具・装備品製造業	建具(金属製を除く)、事務所用・店舗用装備品
14	パルプ・紙(基)	パルプ・紙・紙加工品製造業	その他の紙製衛生用品、衛生用紙、段ボール箱
15	印刷(生)	印刷・同関連業	オフセット印刷物(紙に対するもの)
【16】	化学工業(基)	化学工業	医薬品製剤(医薬部外品製剤を含む)、触媒、その他の化学工業製品
【17】	石油・石炭(基)	石油製品・石炭製品製造業	アスファルト舗装混合材、タール舗装混合材
18	プラスチック製品(基)	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	自動車用プラスチック製品、プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工品
19	ゴム製品(基)	ゴム製品製造業	その他の工業用ゴム製品、乗用車用タイヤ、防振ゴム
20	なめし革・同製品(生)	なめし革・同製品・毛皮製造業	婦人用・子供用革靴、袋物、その他のかばん類
21	窯業・土石(基)	窯業・土石製品製造業	その他の板ガラス(一貫製造によるもの)、生コンクリート
【22】	鉄鋼業(基)	鉄鋼業	鉄鋼切断品(溶断を含む)、鉄スクラップ加工処理品、機械用鉄鉄鋳物
【23】	非鉄金属(基)	非鉄金属製造業	銅被覆線、アルミニウム再生地金、アルミニウム合金、アルミニウム・合金ダイカスト
【24】	金属製品(基)	金属製品製造業	打抜・プレス機械部分品(機械仕上げをしないもの)、ボルト、ナット
【25】	はん用機械(加)	はん用機械器具製造業	エアコンディショナ(ウインド形、セパレート形を除く)
【26】	生産用機械(加)	生産用機械器具製造業	その他の生産用機械器具、ウェーブプロセス(電子回路形成)用処理装置
【27】	業務用機械(加)	業務用機械器具製造業	医療用機械器具・同装置、他に分類されない計量器・測定器・分析機器・試験機
【28】	電子部品・デバイス(加)	電子部品・デバイス・電子回路製造業	その他の半導体素子、その他の電子管
【29】	電気機械(加)	電気機械器具製造業	内燃機関電装品の部分品・取付具・附属品、白熱電灯器具
【30】	情報通信機械(加)	情報通信機械器具製造業	デジタル伝送装置、その他の端末装置、その他の電気音響機械器具
【31】	輸送機械(加)	輸送用機械器具製造業	駆動・伝導・操縦装置部品、軽・小型乗用車(気筒容量2000ml以下)
32	その他の製造業(生)	その他の製造業	ピアノ、その他の運動用具、その他の洋楽器、和楽器、電子楽器

(注) 工業統計調査用産業分類は、日本標準産業分類のうち大分類E－製造業に準拠している。

3 地域ブロック

地域名	市町数	市町名(平成24年12月31日現在)
伊豆半島	10	熱海市・伊東市・下田市・伊豆市・伊豆の国市・東伊豆町・河津町・南伊豆町・松崎町・西伊豆町
東部	10	沼津市・三島市・富士市・富士宮市・御殿場市・裾野市・函南町・清水町・長泉町・小山町
中部	1	静岡市
志太榛原・中東遠	12	焼津市・藤枝市・島田市・牧之原市・御前崎市・菊川市・掛川市・袋井市・磐田市・吉田町・川根本町・森町
西部	2	浜松市・湖西市
計	35	

(注) 上記地域ブロックは、静岡県が平成23年2月に策定した、静岡県総合計画「富国徳の理想郷“ふじのくに”のランドデザイン」の5つの地域圏とした。

4 統計表等に用いた記号の用法及び注記

(1) 記号の用法

「－」：該当の数値がないもの

「0」：端数四捨五入による単位未満のもの

「▲、－」：負数(マイナス)であることを示す。統計数値の前に付す。

「…」：該当数値が不詳のもの

「X」：1又は2の事業所に関する数値であるため、これをそのまま掲げると、個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあり秘匿した箇所

なお、3以上の事業所に関する数値でも、1又は2の事業所の数値が前後の関係から判明する箇所は「X」で表示した。

(2) 秘匿の数値の扱い

統計表中の「X」の数値は、総数に含めている。

(3) 金額の積み上げと合計

金額を百万円単位又は億円単位で表示してある箇所は、百万円未満又は億円未満を四捨五入しているため、関係各欄の積み上げによる合計と合計欄の数値とが一致しない場合がある。

(4) 構成比の積み上げ

構成比は、それぞれ小数点2桁目を四捨五入しているため、積み上げの合計が100%にならない場合がある。

(5) 従業者規模区分

「調査結果の概要」中、従業者規模区分は次のとおりとした。

「小規模」：従業者数 4～29人

「中規模」：従業者数 30～299人

「大規模」：従業者数 300人以上

5 その他

(1) この報告書の数値は、本県が独自に集計したものであるため、経済産業省が公表する数値と相違する場合がある。なお、経済産業省が公表する集計値が、この調査の確定値となる。

(2) 複数の分類項目（多品種の生産）に該当する製造を行っている事業所については、出荷額の最も多い分類項目に、当該事業所のすべての出荷額が算入されている。

(3) 平成23年の数値は、「平成24年経済センサス-活動調査」の調査結果のうち、以下の全てに該当する製造事業所（以下「事業所」という。）について集計したものである。

- ・ 従業者4人以上の事業所であること
- ・ 管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・ 製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

(4) 平成23年における数値は、「平成24年経済センサス-活動調査」の調査時点が2月1日現在であることなど、厳密には工業統計調査の数値と連結しない部分がある。数値の解釈に当たっては留意する必要がある。

(5) この調査は、調査期日における市町単位で実施しているため、「Ⅱ 市町編」において、平成20年から平成22年までの間で市町村合併した市町については、次表のとおり組み替えて表示した。

市（区）町名	旧市（区）町名	合併の期日
静岡市(清水区)	静岡市(清水区)・由比町	平成20年11月1日
富士宮市	富士宮市・芝川町	平成22年3月23日
島田市	島田市・川根町	平成20年4月1日
富士市	富士市・富士川町	平成20年11月1日
焼津市	焼津市・大井川町	平成20年11月1日
藤枝市	藤枝市・岡部町	平成21年1月1日
湖西市	湖西市・新居町	平成22年3月23日

この報告書についての問い合わせ先は次のとおりです。

なお、本内容は下記ホームページにも掲載しています。

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県企画広報部情報統計局統計調査課 商工班

電話 054-221-2248(直通) FAX 054-221-3609

統計センターしずおか URL <http://toukei.pref.shizuoka.jp/>

